

# 人民元建て債券ファンド(愛称: 点心債)

追加型投信／海外／債券

## ～点心債市場および組入れファンドの状況について～

### 【市場環境】

12月の点心債(中国本土以外、主として香港で発行されている人民元建て債券)市場は、小幅高となりました。月初より、欧州連合(EU)首脳会議を控え、欧州の債務危機克服に向けた対策が進むとの期待感から世界的に株価が上昇し、中国のクレジット市場を下支えしました。一方で、中国経済の先行きに対しては、欧州債務危機や世界経済減速の影響が一層顕在化するとの見方も根強く、上値を抑制する要因となりました。とりわけ中旬以降は、市場参加者が少なくなり、流動性がやや低下する中、方向感の乏しい展開となりました。

オフショア人民元の対ドル相場は、中旬にかけて弱含みの展開となりましたが、その後月末にかけて再び上昇基調となりました。しかしながら、小幅な円高ドル安の進行により、人民元の対円レートはほぼ横ばいとなりました。

＜人民元(対ドル)の推移＞



＜オフショア人民元(対円)の推移＞



### 【運用状況】

先月は、セカンダリー市場の売買も活発化し、保有銘柄の多くが回復を見せる中、概ね現状のポートフォリオを維持しました。潜在的なリスクに比べて利回りの高い銘柄を選別的に組み入れている他、残存1年程度の格付けの高い銘柄の組み入れなどにより、クレジットの質とデュレーションのバランスを取っております。保有銘柄のうち約3分の2は投資適格債(社内格付けでBBB以上)で構成されており、地域や業種の配分にも配慮しました。保有銘柄数は24、債券組入率は96.8%、ポートフォリオの平均最終利回りは5.38%、平均格付けはBBBとなっています。(2011年12月末現在)

### 【今後の新規発行見込み】

今月の点心債の新規発行は、人民元相場の回復を受け、銘柄数、発行額とも増加する見込みで、100～200億元程度の発行額を予想しております。具体的には、ロッテ・ショッピング(百貨店やディスカウントストアを展開する韓国企業)、アメリカ・モバイル(中南米諸国及び米国などでワイヤレス通信サービスを手掛けるメキシコ企業)、スベンスカ・ハンデルスバンケン(スウェーデンの商業銀行)など著名な多国籍企業に加え、中国の政策金融機関である、中国国家開発銀行と中国農業発展銀行も発行する見込みです。

### 【点心債市場並びに人民元に関する最近のトピック・報道など】

年末年始にかけて、点心債市場や人民元の今後の動向に直接・間接的に関連すると思われる様々な情報が公表されておりますので、以下にお示します。

#### ・通貨スワップ協定の拡大

中国は、パキスタン、タイとそれぞれ、通貨スワップ協定を締結しました。規模は、それぞれ、100億人民元、700億人民元で有効期間は3年です。中国人民銀行は、これは相手国との金融協力を強化し、貿易・投資を促し、地域の金融安定を共に守ることを目的としていると強調しました。これにより、中国と通貨スワップ協定を結んでいる国は14カ国となりました。

#### ・オフショア人民元預金残高回復

香港金融管理局(HKMA)が発表した11月の金融統計によると、同月末現在の人民元預金残高は10月末に比べ1.4%増の6,273億人民元(約7兆6500億円)となりました。10月の残高が過去2年で初めて減少していたことから、預金残高の減少を懸念する見方もありました。

#### ・香港の発券3銀行、2012年から人民元のオフショア・インターバンク・オファーレート提示へ

香港の発券銀行3行(スタンダード・チャータード、BOC香港、HSBC)が、2012年から人民元のオフショア・インターバンク・オファーレートの提示を開始することを財務市場協会(TMA)が明らかにしました。TMAによると、3行はそれぞれがTMAのウェブサイトを通じ、人民元のオフショア・インターバンク・オファーレートを提示します。それにより、香港のオフショア人民元市場の拡大が一段と進むと予想されます。

#### ・人民元建て業務の種類と範囲を拡大

中国人民銀行は、「人民元建て業務の種類と範囲を徐々に拡大していく」と発表しました。2012年度の中国人民銀行活動会議がこのほど行われ、市場のニーズに基づき、人民元建て業務の種類と範囲を徐々に拡大していくことが明らかにされました。それにより、人民元建て貿易決済や人民元建て投資決済に力を入れ、人民元の越境流動へのモニタリングや管理を強め、個人による越境取引向けの人民元建て決済業務を試みるということです。

#### ・人民元支払いシステムの改良を進める

中国人民元の世界的な活用促進を目指す新たな動きが進む中で、中国は支払いシステムを改良しています。中国の政府高官や各銀行幹部によると、中国人民銀行は国境を越えた人民元建て貿易をさらに促すため、中国現代化支払いシステム(Cnaps)として知られる制度の改良を進めています。現在は、手作業のシステムがしばしば高い取引コストにつながる中、このシステム内での人民元の支払いはまだ、ドルなどの主要通貨の国境を越えた支払いに匹敵する効率性をもって処理されてはいないと見られています。中国人民銀行は、このシステム内での電子支払いを下支えするため、国際銀行間通信協会(SWIFT)が採用する通信基準の活用に同意したと伝えられています。これによって、銀行がより効率的に国境を越えた人民元資金の決済ができるようになることが予想されます。

#### ・銀行10行が250億人民元の点心債発行認可を取得

中国国家発展・改革委員会は1月11日、新たに外資系を含め、中国国内の銀行10行に対して、点心債を発行することを認めた旨を発表しました。発行額は250億元(約3,000億円)となる見通しです。点心債発行の増加傾向は続く見通しで、HSBC香港の予測では2012年の新規発行額は2,600億から3,100億元となっています。今回認可を受けた10行は、国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行、中国工商銀行、中国農業銀行、中国建設銀行、中国銀行、交通銀行、東亜銀行中国、HSBC中国です。

(「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用会社からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成)

ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)を十分にお読みください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

#### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

商号等 : 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号)  
加入協会 : 社団法人投資信託協会  
社団法人日本証券投資顧問業協会  
照会先 : ホームページアドレス <http://www.sjnk-am.co.jp/>  
TEL.03(5290)3519 ●営業部

<受託会社>[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## 1 主として「中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券」※等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

※大半は、香港で発行されており、一般的にそれらは「点心債」と呼ばれています。

※中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。また、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。

- ◆当ファンドは、UBPインベストメンツが運用する投資信託証券「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ◆「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用は、投資顧問会社であるUBPインベストメンツが、副投資顧問会社である「プルーデンス・インベストメント・マネジメント（香港）」へ運用を委託します。

## 2 人民元高による為替差益と債券投資による運用収益（インカムゲイン・キャピタルゲイン等）の獲得を目指します。

- ◆上昇期待の強い人民元に投資することで、円安・人民元高による為替差益の獲得を目指します。
- ◆人民元建て債券に投資を行いインカムゲインの獲得を目指すとともに、信用リスクの改善が見込める企業等の債券にも投資を行うことで、債券価格の上昇によるキャピタルゲインの獲得も目指します。

## 3 原則、年4回（3、6、9、12月の各5日。当該日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、安定的に分配を行います。

- ◆分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ◆初回決算日は2011年9月5日(月)となります。

### UBPインベストメンツについて

- ユニオン バンケール プリヴェ(以下、UBPといいます)の日本拠点
- UBPはスイスを代表する資産運用会社の一つ
- UBPは1969年スイスで設立。グローバルに20拠点を展開(2011年4月末現在)
- UBPの運用資産額:約740億米ドル(約6兆739億円:2011年4月末現在)
- UBPは世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

### プルーデンス・インベストメント・マネジメントについて

- 数少ない中国の債券専門の運用会社
- 2008年設立。香港、深セン、北京、上海にリサーチ・チームをもち、緻密なリサーチを行います。
- 運用資産額は約2.5億米ドル(約202億円:2011年5月末現在)

### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

また、中国政府による海外への送金規制（海外からの投資規制）や課徴的な税制等の規制の導入、政策の変更等により、為替市場や有価証券市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

### 《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、収益分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

◆主に香港市場における人民元為替取引は、オフショア人民元（CNH）の換算レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全に自由化されていないため、CNHと中国本土のオンショア人民元（CNY）の為替レートが連動しないことがあり、CNHとCNYの値動きは乖離する場合があります。

◆当ファンドは、投資信託証券を通じて中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券等を、実質的な主要投資対象としますが、債券の発行・流通市場の需給関係等によっては、組入れに時間がかかることがあります。したがって当ファンドは債券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## お申込み

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 ※ 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したときは、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※ 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日(半日休業日を含みます。)およびルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日(半日休業日を含みます。)が連続する期間(土曜日、日曜日を除きます。)ならびに当該期間開始日より3営業日前までの期間
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年6月6日まで(設定日 平成23年7月28日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、3月、6月、9月、12月の各5日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成23年9月5日。
収益分配	毎決算時(年4回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## 手数料等

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、3.675% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0395% (税抜0.99%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
(委託会社)	年率0.3675% (税抜0.35%)
(販売会社)	年率0.6300% (税抜0.60%)
(受託会社)	年率0.0420% (税抜0.04%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.93% ※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等 (監査報酬、弁護士報酬等) ががかかります。
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して概ね1.9695% (税込・年率) 程度となります。 ※当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) 年率1.0395% (税抜0.99%) に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等 (年率0.93%) を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率 (年0.0021% (税抜0.0020%)) を乗じた額とします。但し、実際の費用額 (年間26.25万円 (税抜25万円)) を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</li> <li>◆その他の費用 (*) <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・売買委託手数料に対する消費税等相当額</li> <li>・コール取引等に要する費用</li> <li>・外国における資産の保管等に要する費用</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・受託会社の立替えた立替金の利息 等</li> </ul> </li> </ul> (*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

※上記は、平成23年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- ◆当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書 (交付目論見書) をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書 (交付目論見書) をご確認ください。
- ◆当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	社団法人 日本証券 投資顧問業 協会	社団法人 金融先物 取引業 協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業 協会	備考
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○		
かざか証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第58号	○				
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 新規のお取扱いを行っておりません。
- ※2 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※3 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。